

# 令和8年度農作業標準金額について

日吉津村農業委員会  
令和8年3月10日

作業種別	作業単位	協定額(円)	備考
一般労務	1時間当	1,050	※この金額は消費税の課税対象外です
以下、税込み			
全面耕起	10a当	7,000	・ディスク使用は反当5,500円 (戻耕作業は別途4,900円)
代掻き	10a当	7,100	
機械田植	10a当	7,100	・同時施肥 600円増 ・同時除草剤散布 600円増
消毒	10a当	1,100	・機械代・燃料代含む ・水稻に対する粉剤消毒のみ対象
刈 (機械刈)	10a当	9,300	・条まき刈(周囲は委託者負担刈投げ) 但し、正常の状態を基準とする
コンバイン	10a当	19,250	・コンバインによる結束は2,600円増 ・倒伏及び農地の状況により適宜加算
稲脱穀 (ハーベスター)	10a当	8,800	
遊休農地草刈 (フレールモア)	10a当	8,200	現地の状況に応じ当事者間で話し合いの上、適宜加算
畦畔草刈	肩掛け	1時間当	機械代・燃料代含む
	自走式	1時間当	
畦塗り (片塗り)	1畝当	70	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・この表の金額については、間食・賄なし</li> <li>・一般労務の金額は、作業内容及び時間帯により適宜加算</li> <li>・一般労務の金額は、令和8年度中に改正された最低賃金がこれを上回る場合、その金額に準ずる</li> <li>・一般労務を除く各作業の金額は、農地の状況により適宜加算</li> </ul>			